



総合型地域スポーツクラブ

令和4年4月1日

登録・認証制度スタート!!

登録・認証制度ってなに？

総合型クラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文部科学大臣策定）に基づき、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、整備しました。

この制度は、総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準としています。（裏面参照）

「登録」と「認証」ってなに？

登録とは？

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定することです。

認証とは？

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証することです（例：「介護予防」、「子育て支援」等）。登録クラブが自らの希望により申請するもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできます。

※認証に関する制度は、現時点では未整備

「登録」と「認証」のイメージ

登録クラブ
に対する
認証

登録

（例）
介護予防
タイプ 認証

（例）
子育て支援
タイプ 認証

〇〇タイプ
認証

△△タイプ
認証

都道府県総合型クラブ連絡協議会
独自基準、独自運用ルール
（都道府県総合型クラブ連絡協議会が任意で設定）

総合型地域スポーツクラブ全国協議会
基本基準、運用ルール（全国統一のルール）



公益財団法人

日本スポーツ協会